

川尻公会堂指定管理料の見直しについて

令和3年（2021年）3月 南区 南部まちづくりセンター

川尻公会堂は、川尻校区において地域コミュニティセンターと同じ役割や機能を果たす施設として、平成31年4月1日に指定管理者制度を導入し、指定管理料についても地域コミュニティセンターと同額の2,400千円としている。

地域コミュニティセンターの指定管理料は、最低賃金などの実情が反映されておらず、人件費の確保が困難となり適正な管理運営に支障をきたすほか、修繕費が計上されていなかったことから、今年度より各施設の実情に見合うよう積算方法を改め、指定管理料の見直しを行っている。

ついでには、川尻公会堂においても、適正な管理運営並びに地域活動の拠点施設としての活性化を図るため、地域コミュニティセンターと同様の積算方法に基づき指定管理料の見直しを行うもの。

1 指定管理料積算方法

※ 令和元年度決算数値を基に算出

① 人件費は令和2年度熊本県最低賃金額793円で算出

最低賃金（793円）×開館時間（13時間）×開館日数（308日）≒ 3,176千円

② 指定管理者制度運用マニュアルにより小規模修繕費を算定

延床面積（430.05㎡）÷3,000×1,000千円 ⇒ 100千円 ※10万円単位、1万の位を四捨五入

支出経費		収入額	
管理運営に係る必要経費	人件費 (最低賃金を確保)	指定管理料収入	現指定管理料 (2,400千円)
	燃料光熱水費及び使用料		利用料金収入(実績)
	通信運搬費	不足部分	
	事務費		
	その他		
対象外経費 会議費・事業費・修繕費・備品購入費・ 人件費(追加支給分)など	必要収入額	事業収入・寄付金等	

収入・支出を比較し、不足部分を増額

2 指定管理料

管理運営費に係る経費 ー 利用料金収入 + 小規模修繕 ≒ 令和3年度指定管理料
 3,622千円 761千円 100千円 2,900千円